

## 第23回（仮称）市民活動推進条例検討会

日時：平成30年3月27日（火）18時30分～21時00分

場所：本庁舎2階 全員協議会室

### 【議事内容】

#### ●本日の検討内容確認

1. 条例素案（たたき台）について
2. 市民活動団体との意見交換会について
3. その他

#### ●傍聴者

- ・1名

#### ●参加者

- ・松本政策創造課長

#### ●資料確認

- ・次第
- ・資料1 （仮称）市民活動推進条例に期待すること
- ・資料2 （仮称）市民活動推進条例たたき台 比較資料
- ・資料3 他市との比較（市民活動推進条例、協働推進条例）
- ・資料4 意見交換会（案）
- ・資料5 第22回（仮称）市民活動推進条例検討会 議事録

#### ●本日の議題と資料の説明

事務局：本日の議題は「条例素案（たたき台）について」と「市民活動団体との意見交換会について」である。

次第に入る前に、前回の検討会の確認をする。前回の検討会では「どのような条例にしていくのか」をこれまでの経過やアンケートを踏まえて検討した。言葉や役割の整理がされ、条例によってどのような変化があるのかが分かりやすい条例を望む一方で、これからの市民活動に期待を持てるようなワクワク感が欲しいという意見もあった。これまでの検討会で考えてきた、条例に期待することや条例によって望まれる変化を資料1にまとめた。

資料1の説明をする。検討会の議論の中で条例に期待されていることを資料1にまとめている。

「市民一人ひとりが地域課題を自分事として捉え、解決していくまちをつくること」を最重要事項としている。

その他には

- ①市民活動をしている方々が活動しやすくなること（条例によって型にはめるのではなく、活動している方の自主性や自立性を尊重する）
  - ②市民活動に関わる人を増やす（誰でも市民活動に関われるようにする）
  - ③多様な主体（市民活動団体・行政・事業者・学校等）の連携や協働が増えること
  - ④市職員が地域の一員として市民活動や協働に取り組むこと
  - ⑤条例が、上記の4つの目的を達成するための土台となり、市が具体的施策を展開していくことに繋がること
  - ⑥施策等が時代の変化に合わせてフレキシブルな対応ができること
  - ⑦条例を見た方が自分に当てはめて、ジブンゴトとして考えることができること
- 以上の7点が条例に期待することである。

皆さんには、この項目に検討会の意図とずれた部分がないか、不足部分がないかをご検討頂きたい。

#### 【意見交換】

委員： この資料は、意見交換会で配布するのか。

事務局： その予定である。

委員： 資料1「(仮称)市民活動推進条例に期待すること」の主語は誰なのか。市民が条例に期待することを想定したものなのか。意見交換会で説明する時に誰の言葉として伝えるのか。検討会のメンバーからとして伝えるのと、市の希望として伝えるのでは少し意味が違って来るだろう。どちらの言葉として伝えるかは、意見交換会に参加して下さった方に共感してもらおうのか、意見を出して頂くのか、目的によっても変わってくるだろう。

委員： 検討会として、条例にこのような項目を盛り込みたいと伝えるのが適当かと思う。

事務局： 今まで検討会で検討してきたことを土台としているので、主語は検討会である。検討会が条例に希望することをまとめている。

今までの検討内容について、アレンジを加えずに落とし込んだものである。原点に立ち返って確認するための意味でも一覧としてまとめた。

委員： 前条例案に、こうした文言を盛り込んでいくのか。

事務局： 今までの検討結果や検討会の想いを皆さんに示すためにまとめた。検討会としての原点となる部分を確認するための資料である。検討会として条例に期待することを条例として文章化した時に、検討会の想定と意図のずれが生じないようにするために作成した。条例を具体的に条文化する前段階の準備だと考えて欲しい。

今すぐ結論を出す必要はない。ひとまずは資料2の「条例のたたき台」の説明をさせて頂く。

本日は、前条例案から構成を変更した「たたき台」の構成や骨格で問題がないかどうかの確認を行いたい。

表の左側が前回の本会議で否決された前条例案、右側が事務局で作成した「たたき台」

となっている。「前文」については作成前であるので、「前文」以降の目的からご覧頂きたい。

「目的」について。前条例案では「私たち」という言葉が使われており、その定義の説明も述べられ分かりにくい文章になっていたので、たたき台では簡潔にまとめた。

「定義」について。市民活動・協働・市民活動団体等の定義を述べている。条例の中でこれらの言葉が何を指すのか、また、この条例を読んだ方がそれぞれの立場に当てはまるのかを示すための定義となっている。定義の説明文は、新しく作った文章ではなく指針案からそのまま持ってきたものである。「市民等」の説明文で、市民団体も含まれることを記載し損ねたので後ほど追記する。

「基本理念」について。前条例案では、条例にするにあたって口語体とする必要があったことから別表にまとめていた部分があったが、検討会以外の方にはその意図が伝わらず、分かりづらいというアンケートの回答もあった。その経緯を踏まえ、口語体ではなくなるが、条例本文中できちんと規程をすることで条文として分りやすくした。また、前条例案では1項から5項までであったが、1項と4項に重複がみられたので「たたき台」ではその部分を削っている。更に、5項は市職員についての項目であったが、基本理念で市職員を規定することへの違和感が指摘されたため、基本理念とは別に市職員の役割を整理することとした。

「指針の策定」について。指針を策定することには変わりはないので、表現のみ簡潔にした。

「基本的な考え方」について。こちらも指針の文章をそのまま持ってきたものとなっている。市民活動や協働をどのように進めていくのかを条文に載せることで、具体的な部分を見えやすくした。

「市民活動及び協働推進のための施策」について。どのような施策を実施していくのか具体的に見えやすくなるように、指針から施策の頭文のみを持ってきている。

「広報及び啓発」について。こちらも、市の役割として別に扱うこととし、省いている。

「役割」について。こちらも指針からそのまま持ってきた文章となっている。条例を読んだ方がどの立場に当てはまるのか分かるようにし、自分に当てはめて行動してもらえるようになることを狙いに、指針から条例へ移した。

「市民活動・協働推進委員会」と「委任」については、委員会の設立に関する部分であるので特に変更はしていない。アンケートで委員会に関する条文が多いという指摘があったが、他項目の変更や追加によって、委員会関連のボリュームが減って見えるだろう。

資料3の説明をさせて頂く。

こちらは、「たたき台」の項目と、他市の市民活動推進条例・協働推進条例を比較して頂くための資料である。右端が鎌倉市の「たたき台」の項目となっている。条例文をより分りやすく、かつ具体的に伝えるために「定義」「基本的な考え方」「施策」「役割」を指針から条例に持ってきている。

● 1. 条例素案（たたき台）について

事務局：条例案の否決後、検討やアンケートを経て、検討会以外の方へ伝わらない部分がある、具体的な部分が見えない等の課題が判明した。これまで、フレキシブルに時代に沿う対応をできるようにと指針に多くの事を盛り込んできたが、逆に指針が膨らみ過ぎて条例が見えにくくなってしまっていた。指針の中で、このさき変更していく可能性が低く恒常的に進めていこう部分の定義や基本理念等について、条例に移してみたものが「たたき台」となっている。前条例案では、条例を運用していく上での運営委員会に関して条文に付けていたことで、条例の本文が見えにくくなってしまっていたこともあり、指針から条例に一部分移すことで、条例の本来の姿を見えやすくした。資料2の右側「たたき台」の文章は、事務局では変更を加えておらず、皆さんと検討してきた指針の文章をそのまま引用している。条文として文章の体裁を整える必要も今後出てくるかもしれないが、本日のところは指針からそのまま引用した形とし、文章の細かい調節ではなく大まかな骨子や構成そのものに検討会から見て問題はないのかを確認したい。

【意見交換】

委員： 条例の否決を経て、条例と指針の在り方の正解が分からなくなってきていたところもある。フレキシブルに対応したい意図から指針にしていた部分は、当然ながら条例には不足しており、その部分について条例に必要な項目が不足しており分かりにくいという意見をアンケートで頂いた。そんな中で、今回は事務局から指針を条例に一部盛り込んだ形の「たたき台」を用意して頂いた。

他市（逗子市）の条例作成には法令関係の専門家が参加する等、手堅く漏れがないように条例作りをしている。

指針から条例に移すとなると、内容に漏れが無い網羅的な条文とするべくフォローアップが必要だろう。例えば、資料2の「施策」の項では、「指針に基づき次の施策を実施」すると最初に示されているとは言え、それ以降の事項はかなり限定的な内容が挙げられている。他市ではもっと詳細を漏れなく挙げている。指針を条例に盛り込むのであれば、内容に漏れが無いように厳重に文章化していかなければならない。事務局には、行政的にきちんと精査して頂く必要が出てくるだろう。

また、市民に馴染みやすく分りやすい条例を目指すにあたって、そうした硬い文章が出てくることに対しての不安もある。検討会としてはそれでいいのだろうか。

事務局：指針を条例に移すことで具体的にはなるが、活動場所の提供や財政支援等の「方法がある」と示しているだけである。方法を提示した上でどういった具体策をとっていくのかは、条例のその先で議論していく部分だろう。市民活動支援が、場や情報の提供なのか協働の推進なのか分からない状況から、こういうことを目指して支援していくと示すことは間違っていないと考えている。

市長選挙時に配られた松尾市長の政策紙には、千葉県市川市で以前取組んでいた「1%支援制度（市民活動を支援する制度）」のような取り組みや本庁舎移転後は市民活動の拠点を作る取り組みが掲げられていた。活動場所や財政支援をしていこう要素

があるので、条例の中にもそういった可能性を含んだ表現を載せていきたい。場や情報の支援方法を載せつつも、硬くなりすぎないように具体策については先々進めていければと思っている。

事務局で文言まで決めてしまうと、検討会と事務局で認識の相違が生じてしまう可能性がある。今までの検討内容が反映された指針をそのまま条例に移した形で皆さんに1度お示しし、イメージの共有と、構成や骨子に問題点や追加すべき点があれば修正および追加をしたい考えている。

委員： 指針は、変更しやすい特性を前提にした心構えで内容を検討してきた。そうした特性の指針をそのまま条例文に持ってくることで生じる問題もある。例えば資料2「たたき台」の「施策」に関する条文では「市民活動センターに関すること」という文言があるが、これでは市民活動センターに限定される条文となってしまう。限定的な伝わり方を避けるために「市民活動の拠点に関わること」などの表現に変更する必要がある。指針の文章をそのまま条例に載せたらまずい側面もある。

事務局： そういうご意見が頂きたかった。限定的な表現ではなく「市民活動の拠点に関わること」等とすれば、公共施設以外などの幅広い利用も考えられる文章になる。条例文に載せるにあたっては、市民活動をする上での選択肢が増えるような幅を持たせた表現が望ましいだろう。

委員： 「協働推進委員会」については条例から除くのか。

事務局： 資料2からは除いたが、条例からは除かない。

「協働推進委員会」については、例えば市民委員が参加すること等は条例で定めておかないと、市民の声が反映されない委員会になってしまう。理念や定義とは逆に、委員会関連の条文は硬い表現で定めていく必要がある。この制度を実働させていく意味で強く固めておきたい。

委員： 「たたき台」は定義がきちんと書かれており良いと思う。前条例案では条例を読んでいて定義が分からなくなってしまう事がよくあった。

委員： 市民活動や市民活動団体の定義は「社会貢献活動」と限定していいのだろうか。

事務局： この表現は、20年前に市民活動センターを作った時に鎌倉市で定義した表現である。変更するのであれば、皆さんと議論して決めたい。市民活動も時代によって変化があるだろうから、時代に即した表現があれば教えて欲しい。

委員： 「社会貢献活動」だと現在では企業のイメージが強く、違和感がある。

委員： 「施策」の部分について。企業の定款では「上記に関わる一切のこと」といった便利な表現方法があるが、条例でも同じような表現は可能だろうか。

事務局： そのような表現は可能ではあるが、本当に全てに関わると言い切れない可能性がある。望ましくはない。条例の範囲が広すぎて困る事態になるかもしれない。

委員： NPOの定款でも大体書いてあるが。

委員： 逆に無くても困る。便利な表現も用いつつ「協働推進委員会で検討していく」等の文言で制限をしていくようにしていけばいいと思う。

事務局： 規定されることを列挙するだけでは、後々必ず想定外の事案が必ず出てくる。ある程

度は対応できる仕組みにする必要がある。

委員： 「社会貢献活動」だと抽象的かつ市民目線ではないイメージである。

事務局： 他市でも定義をしている。例えば、茅ヶ崎市では「自主的かつ自立した活動であり、不特定多数の利益を同時に提供することを目的とするもの。」とした後に「但し次に挙げる活動は除く。」と続き、営利活動を目的とするものや宗教に関するもの等、という風に市民活動から除かれる活動が列挙されている。

委員： 前条例案では「市民」に事業者が含まれていたが、「たたき台」では含まれないのか。

事務局： 冒頭に説明した、資料 2 の記載漏れの部分にあたる。「たたき台」では事業者は市民等の「等」に含まれている。事業者については、指針でもきちんと謳っていたので、指針を盛り込んだ「たたき台」でもきちんと定められている。

委員： 今のようなやり取りが市民には分かりにくい。表現に不透明な部分があるように感じられてしまう要因である。「等」という表現はあくまでもセーフティネットとして設けるだけであって、市民に分りやすく伝えるためには書くべき部分は書かなくてはならない。その上で、後々の事態に対応できるセーフティネットとしての表現を加えていくべきである。そういう方針で進めないと硬い文章になってしまう。分りやすさは守っていくべき。

事務局： 事業者については指針を参考に追記する。

委員： 資料 3 を見ると、他市では「市民の役割」について、市民・市民活動を行う者・事業者を独立させ異なる条として定めている。

事務局： 以前の検討会で他市の条例についての議論もあったことから用意したのが、資料 3 の他市との条例比較表である。現段階では指針をそのまま条例に落とし込んでいるために、他市とは条分けが異なる部分もある。

委員： やはりこの部分についても、指針を条例にするのであればきちんと構成し直す必要がある。

委員： 資料 2 の「たたき台」の「基本的な考え方」における主語は誰なのか。市を主語として、市がどうしていくのかを述べているのか。

事務局： 指針では市を主語としていた。また、市が支援していく立場であるから、市を主語とするのが適切かと思う。

「たたき台」では市民活動を支援する上での考え方と、協働を推進する上での考え方が混在している状況である。上 3 つの考えが市民活動支援、下 3 つの考えが協働推進に関する考え方となっている。元の指針では、それぞれ別々のページで載せていた。条例にするにあたって、「行動の主体を鎌倉市とし、市民活動支援では上の 3 項目を参考とし、協働支援では下の 3 項目を参考とする。」等のように文章を整理する必要があるだろう。

委員： 行動の主体は市以外にもいる。市民や団体や事業者は除いてしまうのか。この項目だけ市に限定するのはどうだろうか。

委員： 指針を条例にするのであれば、責務や役割を慎重に抜けないよう文章にすべき。

委員： 意見交換会では、条例をある程度は条文として整えた上でお見せするのが。

事務局：前条例案を提示しても意味がないように思う。「たたき台」の方向性に問題がないようであれば文章を事務局で整理し、意見交換会で提示し議論をする。前回の検討会で、意見交換会で頂いた市民のご意見も条例に取り入れたいとの話があったので、きっちりまとめ上げた条文ではなく、変更が可能な状態で提示したい。条文の提示というよりも、条文の構成や項目はこんなことを考えているという風に提示するのが適切かと思う。

委員： 条例だけ提示すると、抜けている部分があると思われかねない。指針もお見せしなければ、条例にない部分を指針で網羅していることも、検討会がきちんと条例に取り組んできたこともご理解頂けない。意見交換会では、検討会の経緯と努力をちゃんと説明して伝えるべきだ。基本的な理念を条例で示し、実働的な部分は指針としてまとめていたが、否決やアンケート結果を受けてその形式を組み立て直しているところだと伝えた方が、市民とも揉めない気がするし、条例と指針について正しくご理解頂けると思う。

事務局： 条文の形にせず、目的や定義や骨子をお見せする方法もある。条例そのものについて議論するのではなく、条例に必要なことについて幅広く議論するのが意見交換会の場だと考えている。4月1日の『広報かまくら』に意見交換会開催のお知らせを載せるが、「(仮称)市民活動推進条例に向けての意見交換会」程度の広義的な告知にしているので、名称を整理することは可能な状況にある。意見交換会で条文のことを議論するのか、条文の中身を作るために意見を頂くのかは、これから決められる。

委員： 今こういう状況で、条例の方向性や内容はこんなことを検討している、という報告と説明をしたい。なるべく沢山の市民意見を聞き、できれば条例を通すための理解者を増やしたい。実際に会ってお話ししなければ、勝手に市が作った条例だという誤解が解けないと思う。

委員： 一生懸命条例作りに取り組んできたけれども、条例が通らなかったのには何らかの理由があって、その理由を一から皆さんに教えて頂きたいというスタンスで挑みたい。「たたき台」を一緒に直していくのではなく、条例が通らなかった理由を教えて頂く場にしたい。

事務局： 説明会にするとしても、出来上がった条文を提示するよりも、条例の大まかなエッセンスと、検討会で考えている項目の整理方針を提示する方がよいと考えている。その上で、分かりやすい表現としていることは皆さんからお伝え頂きたい。皆さんからお話しした方が熱の入った議論ができると思う。

委員： とすれば、やはり努力を示す意味で前条例案と指針の全文もお見せした方がいいだろう。その上で、指針からいくつかの項目を移そうと考えているがどうだろうか伺いたい。

事務局： 前条例案と指針案は既に公開資料となっているので、意見交換会でお見せすることは可能である。

委員： 前本会議の時には、指針案の全文は議員にしか開示されず、市民には簡略化した指針案を示していた記憶がある。市民は指針案全文を目にしていなかったから、あの分厚

い指針を作る程の私共の努力もご存知ないのだろう。指針をきちんとお示しした方が  
いいと思う。

委員： 指針全文をお見せしないと私共の努力が報われない上に、否決やアンケート結果を受  
けた対応をきちんとしていくことも十分に伝えられないだろう。

事務局： 9月議会において、参考資料として解説を加えた指針案を作っていた。しかし、否決  
となったため、広くお見せしていく機会がなくなっていた。条例を作っていく上での  
材料というよりも、検討会の経過と現状をお伝えするための材料として提示するのは  
適切かと思う。

検討会の議事録をホームページで公開しているが、かなりの量であるので市民が読み  
込むのは難しいだろう。

委員： 公開していない資料も含め、沢山の資料を用いて取り組んでいることを示した方がいい。

委員： 本日は、「たたき台」の骨格を決めるのが目標なのか。

事務局： 条例の骨格を決めないことには、文章や文言の整理など事務局の作業が進められない。  
意見交換会で提示する資料も作れなくなってしまう。文書の細部ではなく今後このよ  
うな骨格と方針で進めていってよいのかを決めたい。

委員： 定義も役割も明確になったので、前条例案よりも「たたき台」の方がいいと思う。

委員： 大体の骨子に問題はないと思う。文章については、指針からそのまま移してしまうと、  
条文としては長すぎるところがあると思う。主語が誰なのか分かりにくい部分も整理  
したい。

事務局： 事務局としては段階を踏んで進めたい。骨子を決めた上で、今ご指摘頂いたような文  
言や文章を事務局で校正させて頂き、整えたものについて意見交換会や検討会で意見  
を頂き検討しブラッシュアップしていきたい。骨子に合わせて文章を変えることも現  
段階では可能である。本日は骨子作りの確認をしたい。この場でご意見が出なかった  
としても、お持ち帰り頂いて何か気づいた点などがあれば、メールや電話等でもご意  
見を頂ければ随時、条例案に反映させていく。

委員： 資料3の「他市との比較」を見ていると、議会を通るような形式になってきたことや、  
他市とも遜色のない形式を成していると言える。一方で、漏れが無い条例になってい  
るか検証する必要がある。資料2の「たたき台」を見ると「基本的な考え方」という  
項目があるが、他市にはこの項目はなく、基本理念や目的に組み込まれていると思わ  
れる。鎌倉市は「基本的な考え方」として独立項目として残すのか、また、市民活動  
支援と協働推進の2本立ての項目とするのか。そうであれば他市とは異なる独自の構  
成であるという説明を加えた方がいい。また、指針でカバーする項目があるのならば、  
その点も明記していく必要がある。

事務局： 「基本的な考え方」は他市では「基本理念」とされている。

委員： 藤沢市ではNPOセンターに関する項目があるが、鎌倉市では網羅できているのか。  
条例に盛り込まなくてよいのか。

事務局： 鎌倉市には、市民活動推進条例とは別に、鎌倉市市民活動センターの条例があるので、  
条例に盛り込まなくても問題ない。藤沢市は、市民活動推進条例とNPOセンターの



条例を包括して作ったのだろう。

委員： 藤沢市には、「市の役割」を「団体や事業者を含む市民活動をする者の役割」としたり、市民活動推進計画という支援計画を練ってから施策に反映させたり等の良さがある。鎌倉市は市民活動と協働推進の両輪で考えて取り組もうとしている。

元々、条例は簡潔にして指針で具体的に細かく市民の希望をカバーしていく構想をしていたが、今となつては条例できちんとカバーしていく方法を取ってもいいのかもしれない。そもそも、指針の良さは市民が心掛けることや行政にして欲しいことを市民の声として取り上げていたところであった。あまり他市に沿わせ過ぎても、指針にあった良い特徴が見えにくくなる可能性がある。非常に重要かつ微妙な転換期にあるので、改めてどう条例にしていくか検討会として真剣に考える必要がある。

藤沢市の市民活動推進条例も良いが、15年も前の条例でもある。その15年の間に市民活動がどう発展したのか、また、藤沢と鎌倉では市民活動の個性も異なっている。情報として資料3の「他市との比較」も忘れずに、一方では鎌倉の個性を出したい想いもある。

検討会の皆さんは、市民活動をされている中で市民の条例に関する意見も聞いているかと思うが、意見交換会で指摘をされそうな課題があれば伺いたい。ある程度は予見して心構えと準備をしたい。

事務局： 藤沢を例に挙げて述べていた、「役割」については事務局で追加する。

委員： 内容的には他市に劣るものではないので問題ないかと思う。

委員： 鎌倉の特色は、鎌コンのような団体が沢山いること。折角ならその点も条例に加えない。

委員： 若い活動者や団体・事業者の支援は、高齢化している鎌倉市においてこれからの要になるだろう。

委員： 逆にいろんな要素を盛り込み過ぎて網羅的になっているから、結局この条例で何をしたいのか不明瞭になっている面がある。市民活動支援と協働推進が一緒になっており分りづらいのと、市民活動支援だと思って協働推進に関する項目を読むと威圧的に感じられる問題がある。それを逆に鎌倉ならではの特色として打ち出して行って、市民活動支援と協働推進をするためにこの条例があるのだと目的とリンクさせて明確にしていけばいい。細かいところは意見交換会では指摘されないかと思う。条例で何をしたいかと、今まで検討会でやってきたことが明確に伝わればいい。

事務局： 文言は整理する。

委員： 施策や支援等の具体的なことが市民活動をされている方々にとっては大事。条例を考える立場としては、市民活動をされている方をどう具体的に支援をしていくのか、どういったニーズがあるのかを考えて、具体性を持たせて指針や施策に盛り込んでいく。そして、指針や施策を問題なく実施していくための「土台」となるのが条例である。そう考えると、条例が条例だけで完結していいのかという問題がある。条例の先に指針や施策があり、具体的に支援をする上でこの条例で本当にフォローできるのかを議論しなければ、条例として十分な物なのか分からない。

市民団体を評価する等の行政側が行なう支援は、大事な部分であるにも関わらず、この条例のどこに載っているのか分かりにくい。例えば、市民団体の評価は「たたき台」の「基本的な考え方」の項に「市民活動団体の自立及び目標達成を支援する」という文言が載ってはいるが、具体性にかけて説明不足に感じる。これでは市民が読んだ時に安心感が持てない。

委員： 小田原市の9条「市が行う業務への参入の機会の提供」のような具体性のある項目が望ましい。1つの条項として明記されていると、市民活動をしている方々もやってみようと思いが持てるが、「たたき台」のように市の役割としてずらずらと列挙されていると、条文に書かれるだけで終わってしまう気がする。

委員： そうなると、やはり条文の横に補足として指針が示される形が望ましい。施策・指針・たたき台・前条例案と並べた資料を基に、指針から条例に移す部分を検討会で選択したい。そうでなければ、漏れが無いかどうかずっと不安に感じてしまう。意見交換会の時も、「たたき台」について意見を頂くよりも、施策・指針・前条例案を示して網羅されているか確認してもらったり、不足部分を指摘して頂いたりする方が、意見が出てくるかと思う。皆さんの意見を基に「たたき台」を検討会で作っていきますのでご安心下さいという伝え方ならば、市民からの合意も得やすいと思う。

事務局： 全てを提示すると骨子が分かりにくくなるのではと懸念される。

委員： 分りやすさよりも、まずはこれだけの検討をしてきたのだと示すことと、参加者ご自身に指針から必要だと思われる項目を見つけて頂いて安心してもらおう作業が重要。これまでの検討会の努力や経緯をお伝えしないと、安直に他市の模倣をして形式を変えたのだと捉えられかねない。

それから、NPOセンターの条例が鎌倉市では独立して存在することも資料の中に明記して頂きたい。

事務局： 議論が次第2の「市民活動団体との意見交換会について」に係ってきた。「たたき台」のおおよその骨子は資料2の通りにするとして、意見交換会をどうしていくのかの検討に入ることとする。

委員： 最後にお聞きしたいのだが、資料3に載っていない近隣の逗子や葉山には条例は無いのか。

委員： 逗子は今、自治基本条例から作っているところだ。

委員： 意見交換会の説明資料として、地図上に「〇〇市、市民活動推進条例を平成〇年制定」と記入した他市の動きを一覧できる表があるといいかもしれない。

事務局： 近隣で条例が無いのは逗子市・三浦市・秦野市・伊勢原市・川崎市である。町については調べていないので、葉山の条例の有無は分からない。

委員： 条例がないのには何か理由があるのだろうか。

事務局： どうだろうか。ただ、川崎と伊勢原には条例はないが指針がある。

## ● 2. 市民活動団体との意見交換会について

事務局： 条例の否決やアンケートを通して、検討会で検討してきたことが市民の皆さんに伝わ

っていないことや、検討会と検討会以外の方で条例に対する認識の相違がある等の問題が判明したことから、意見交換会を開催することとなった。

資料4は意見交換会の案である。4月21日土曜日の10時からと、4月23日曜日の19時からの開催で、それぞれ2時間程の会を想定している。会場は、21日は市役所本庁舎、23日は大船のNPOセンターである。参加者は検討会メンバーと市民活動をされている方を20名程で考えている。告知は4月1日の『広報かまくら』とホームページで行うほか、NPOセンター登録団体と、12月のアンケートで参加したいとご回答下さった団体にもお知らせをする。皆さんのお知り合いにもお声かけして欲しい。会の形式としてはワールドカフェ形式を想定している。

テーマや方法について皆さんと検討したい。

#### 【意見交換】

委員： ワールドカフェについて改めて教えて欲しい。

事務局： テーブルがいくつか分かれていて、一定の時間で区切って意見交換を行う。1回毎にテーブルを移動する者と残る者がいるので、議論する相手がシャッフルされる仕組みである。

委員： いろんな言語や考え方の人が入り混じって意見交換をすると、先入観なしに議論ができ、席替えをすることでまた新たな方と意見交換ができる仕組み。境目のない意見交換会で、沢山の声を集めることができる方法。

事務局： 場所としては鎌倉と大船のどちらに近い方でも来られるように配慮した。平日と休日どちらも開催することで、平日は忙しい方も休日が忙しい方も、どちらもの方も参加できるようにした。

仮でワールドカフェ方式を提案したが、方法についても意見を頂きたい。検討会と意見交換会に参加される市民の方々が対立するような形式は望ましくない。意見交換をしながら互いに理解を深めていく場とすると、検討会委員の皆さんに参加頂く意味もよりいっそう深まってくるかと思う。円卓形式にすると、座席からして対立する図式になってしまうので、変な誤解を招かないような方法を取りたい。方法についてもご意見があれば伺いたい。

委員： 大枠のタイムスケジュールはあるのか。2時間ずっと意見交換を行うのか。

事務局： どういうタイムスケジュールとするかも意見を頂きたい。ただ、今までの検討会の議論を踏まえると、今まで作ってきた条例や指針等の資料を配布して事前説明するような時間が必要だと思われる。説明に割く時間をつくるならば、意見交換に割く時間も限定されていくだろう。更に、最後に皆さんの意見をまとめるような時間も必要だろう。

委員： 参加者が、市民活動をしている方20名程となっているが、参加者の目途はだいたい立っているのか。一般募集をするのか。

事務局： 全くの未定である。NPOセンターにチラシを置く。検討会のメンバーのお知り合いにもお声かけ頂きたい。

アンケートを通して、市民活動をされている方にも条例が認知されていないという問

題が浮き彫りになった。本来なら条例を奨励して後押しして欲しい方々に対して、1度きちんと説明をして意見交換をしたいという結論に至った。これらの経緯を踏まえ、市民活動をしている方と一緒にあって議論をする場としたい。

委員： 市議会議員もお招きするののか。

事務局： 以前の検討会で、市議会議員との意見交換の機会は別に作ろうという話になったかと思う。今回は実際に市民活動をしている方との意見交換の場として考えたい。事務局としては市議会議員との意見交換会は別であると想定していたので、広報かまぐらのご案内にも市議会議員のご参加を促すような文言は入れていない。

委員： 市議会議員もそうだが、市民活動をされていない市民の方々にもご参加頂くと、市民に市民活動を自分事として考えてもらえるようになるのではないか。この機会に参加頂くと良い機会になるかもしれない。市民と議員の参加する会議が何かほかであったかと思うが何であったか。

事務局： 議会が主催している会議はある。

委員： その会議に参加した者に話を聞いたが、楽しかったと聞いた。議員も熱の入った議論をしていたようだ。

事務局： 議員との意見交換をどうするのかも、本日検討したい。今までの検討会で、条例を広めていく具体案として、アンケート・ヒアリング・市民との意見交換・議員との意見交換が出て来た。それを今まで1つ1つ進めてきているので、ステップとしては市民との意見交換を経て、議員との意見交換かと考えていた。検討会としてもっと望ましいステップや形式があるなら変更したいが、今回の意見交換会についての告知記事では、議員を加えてという文言は入れていない。

委員： 市民との意見交換会の前に、議員との意見交換はできないのか。順番は確定なのか。

事務局： 検討会の総意として議員との意見交換会を先行したいのであれば、対応は可能であり、スケジュール的には意見交換会を別に組むことも可能である。

委員： 藤沢の条例にはNPOセンターについても条文に載っている。鎌倉市はNPOセンターの条例が別にあるが、それをご存知なくて反対している議員もいるかもしれない。だから、どう支援していくのかが見えにくいかもしれない。NPOセンターをどんどん利用して市民活動参加者を増やして市民活動をしやすくと謳っておくと分りやすいかもしれない。

事務局： 誰が見ても同じ理解ができる条例にすることは重要である。

委員： 例えば「たたき台」で言えば「市民活動及び協働推進のための施策」の項にある「市民活動センターに関すること」を「市民活動拠点に関すること」とし、横に指針を並べて示せば、NPOセンターについて書いてあることが伝わるだろう。更に、NPOセンターの運用については、NPOセンター条例があることも明記すればいい。

委員： NPOセンター条例はいつできたのか。

事務局： 平成10年5月1日である。藤沢市より早く、神奈川県では海老名市に次いで鎌倉市で施行された。

委員： では、平成10年5月施行済みと明記すればいい。

- 委員：意見交換会にはどんな方が来るだろうか。一言ある人か、不安のある人か、提案のある人か、活動意欲のある人等が想定される。一言ある人はおそらく誤解をされているので誤解を解く、不安のある人には安心できるように説明をする、提案のある人にはこちらで真摯に受け止めて参考にさせて頂く、活動意欲のある方に対しては希望する活動内容や協働をカバーできる条例になっているか一緒に点検して確認をする。このように、どんな方が来てどう対応するのか、その準備として何をするのかを考えた時に、やはり指針の提示や「たたき台」との比較は必要だろう。
- 委員：意見交換会を仕切っていくのは検討会になるだろうから、そこを整理しておかないといけない。
- 委員：想定して準備をしておけば安心である。後は、全否定される方もいるかもしれない。
- 委員：何故、私は検討会委員に選ばれなかったのかという方もいる。実際に何人かに聞かれたことがある。
- 委員：そのために、12月に委員公募を行った。
- 委員：公募以前に、市民活動役員をしている私になぜ声がかからなかったのかという方もいた。
- 委員：市長と親密な方が選ばれたのではという声まであった。議会でも検討会委員について話題に上がっていた。
- 事務局：委員の追加公募を行ったが、問い合わせが1件あったのみで応募はなかった。
- 委員：市民のやりたいことの邪魔になるような条例では全くないし、これだけの準備をして作っているのだから条例の内容は全く問題ないと思う。
- 委員：今の市民活動や、NPOセンターのあり方や、市役所の考え方及び取り組み方等の抜本的にくすぶっている問題を象徴する意見が寄せられているように思う。この条例はそうした抜本的なものを改めて規定していく条例である。
- 委員：この条例によってNPOセンターがどう変わるのかと聞かれたことがある。NPOセンターの状態が混沌としていた時があって、それを打開することを希望しての意見かと思うが。
- 委員：中間支援の機能や期待することも条例に盛り込んでいるので、条例ができれば変化はある。期待に沿うような条例にはなっている。
- 委員：そこについては、指定管理で運営会議に任せている部分であるので、市がどうにかできる部分ではない。
- 事務局：今は指定管理者制度で3年か5年に1度に選定委員会を通して判断をしている。
- 委員：条例ができてはすぐに変化があるというものでもないだろう。指針でNPOセンターに関して定めて、運営会議に働きかけることで変化を促すことはできるかもしれないが。
- 委員：指針に書かれていることが達成できていないと指摘できるようにはなる。
- 事務局：中間支援組織がどうあるべきかのイメージは人によって異なるが、条例で中間支援組織が目指すべき姿を示すことができる。
- 委員：意見交換会では司会を立てるのか。司会者は1人にするのか。

事務局：今までの検討会の経過を伝える報告役や、意見交換後のまとめ役は必要だろう。検討会に全く関係のない第3者のファシリテーターを立てる案も以前の検討会であった。実は、ワールドカフェ開催経験のある検討会委員からファシリテーターをご紹介頂いたが、予算の関係で依頼は難しい。政策創造課と相談中である。司会人数については規模にもよるだろうが、1人で仮定している。

委員：参加者が賛成派だけなら、5・6人のグループを作って話し合い意見をまとめるイメージができる。しかし、反対派が多い場合は意見をまとめるのは難しいかもしれない。であれば、少人数で意見を出して発表して頂いて、後でその意見について皆と議論をするか、検討会から回答と説明をするという方法が、今までの経緯を理解して頂く上では効果があるかもしれない。

事務局：参加者が20名集まればグループ分けができるが、そこまで人数が集まらなかったり意見が偏ったりした場合は、意見ごとにテーブルを分ける方法もある。参加者は事前予約なので、ある程度の想定はできる。

委員：否定的な意見の方がいらっしゃった場合、そのグループはそれ以上議論が進められない可能性もある。

委員：意見交換会の中でも、説明をする段階と、誤解を解く段階と、条例について意見を頂く3段階があると思う。段階を上手に踏んでいくために意見を頂く工程をどの段階で行うのかによるだろう。順番によって意見交換の方法は変わっていくだろう。

委員：否定的な意見を出さないような手法もある。最初に検討会の取組みや委員公募を行ったことを伝えて、その上で良い条例を作るための意見を頂く方が、ポジティブな意見が出やすいかもしれない。

事務局：否定的な意見であっても、実際に参加者に意見として言ってもらえることが大切である。こちらから経緯を一方向的に伝えるだけではなく、参加者の想いも聞きながら理解を深めていく過程が大切である。

委員：こちらの説明の場とするのか、参加者の想いを聞く場とするのか。両方は時間的に難しいのではないか。

事務局：当初の目的は、条例や検討会について理解してもらい、できれば条例を応援してくれる方を増やすことであった。検討会の取組みを理解してもらおうのが第一義である。否定的な意見の方がいらっしゃった場合の対応も考えなければならないが、それよりも、一緒に条例を作って鎌倉のより良いまちづくりに取り組む方を増やしていくことが1番の目標だろう。

委員：例えば否定的な意見の方が5グループ中4グループに居たとして、それぞれのグループで説明をする意味はない。誤解を解く説明は、全体で1度すれば済む。先に全体で皆さんの意見を聞いて、それに対する説明をして誤解を解いてから、グループに分かれて建設的な意見交換をする構成が望ましい。

委員：否定的な意見を知る機会になるだろう。全体では反対意見が出なくても、グループに分かれたら反対意見が出てくるパターンもあると思う。

事務局：逆に、条例を知らない方に理解していただける機会にもなりうると思われる。

今までの議論を踏まえて、アドバイザーと事務局で相談してスケジュールを出す。資料については、皆さんのご意見を参考に検討会の経過と努力を伝える材料として用意する。

4月の21日と23日に意見交換会を行ない、5月前半の条例検討会で意見交換会の結果を踏まえ最終条例案を固めていく。6月にパブコメに入る。

委員： 議員との意見交換会はいつ頃行うのか。パブコメ後に行うのか。

事務局： 意見交換会を経て、ある程度の条例案を固めた上で、議員との意見交換会を考えると9月の本会議に間に合わせるならば、5月におおよそその条例案をまとめて6月にパブコメに取り掛からないと間に合わない。条例素案が固まる5月の検討会以降が適切なタイミングかと思うので、議員との意見交換会は5月でスケジュールを検討したい。

●本日のまとめ

委員： 来月いよいよ意見交換会を開催することとなった。この検討会の良いところは、ニュートラルな立場に立って市民のことを考えて皆さんが取り組んでいるところである。その反面、良い意味で仲が良過ぎる分、検討会とそれ以外の方々での温度差がある。今度の意見交換会では、その温度差を痛感することになるだろう。私達は市民の活動を支援すべく活動してきて、何も間違ったことはしていないので、自信を持って市民の方をどんどん仲間につけていくようなイメージで取り組んでいこう。意見交換会で対立するような意見交換があったとしても、きちんと対応できる条例として安心してもらえるように説明に努めたい。どうぞよろしく願い申し上げる。

事務局： それでは、本日の検討会は以上とする。

以上